

「土曜日を活用した教育の在り方」検討会議設置要綱

(設置)

第1条 学校週5日制の導入後、10年を経過したことから、学校週5日制における子どもたちの土曜日の生活実態や保護者の子どもの教育への意識を踏まえ、学習指導要領の改訂など新たな教育環境の変化に対応するため、土曜日を活用したより効果的な教育活動の在り方についての検討を行うために設置する。

(任務)

第2条 本会議は、子どもたちの豊かな学びを保障するという観点から、子どもの生活実態や保護者のニーズ、学校内外における教育活動の状況等を踏まえ、土曜日を活用した教育の在り方についての提言を行う。

(組織)

第3条 本会議は、京都府教育庁管理部長及び委員13名で構成する。

2 座長は、検討会議の委員の互選により定める。

3 座長は検討会議を主宰する。

(会議)

第4条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、京都府教育庁管理部総務企画課及び指導部学校教育課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月6日から施行する。